

高等学校等デジタル人材育成支援事業費補助金
(高等学校DX加速化推進事業) 採択基準 (重点類型特色化・魅力化型)

高等学校等デジタル人材育成支援事業費補助金 (高等学校DX加速化推進事業) の採択基準を高等学校等デジタル人材育成支援事業費補助金 (高等学校DX加速化推進事業) 実施要領に基づき以下の通り定める。

I 採択基準

重点類型特色化・魅力化型の申請要件を満たす高等学校等の取組について、下記の評価項目・点数に基づく得点、採択基準 (基本類型・重点類型共通) に基づく得点を合算し、高等学校等デジタル人材育成支援事業費補助金 (高等学校DX加速化推進事業) 実施要領 4. 申請方法及び採択方法等に基づき採択校を決定する。

【評価項目】 (令和6年度採択校 (継続申請 (2年目)) ・令和7年度新規申請校共通)

1. 採択基準 (基本類型・重点類型共通) の令和6年度採択校 (継続申請 (2年目)) ・令和7年度新規申請校における評価項目 5-1. 又は 5-2. (ア) 及び (イ) を満たすこと
- 2-1. 採択基準 (基本類型・重点類型共通) の令和6年度採択校 (継続申請 (2年目)) ・令和7年度新規申請校における評価項目 5-1. を満たす学校で、新しい普通科で設ける学校設定教科・科目及び総合的な探究の時間において、本事業で整備するICT機器等を活用した探究的・文理横断的・実践的な学びを実施すること ((ア) ~ (イ) の取組を実施する場合は加算)
 - (ア) 新しい普通科で設ける学校設定教科・科目及び総合的な探究の時間の充実のため、4. の関係機関等の外部専門人材 (研究機関・企業の専門人材、大学・高等専門学校の教員、博士人材等) を活用すること (15点)
 - (イ) 新しい普通科で設ける学校設定教科・科目及び総合的な探究の時間を合計9単位以上、全ての生徒に対し各年次にわたって履修させること (15点)
- 2-2. 採択基準 (基本類型・重点類型共通) の令和6年度採択校 (継続申請 (2年目)) ・令和7年度新規申請校における評価項目 5-2. (ア) 及び (イ) を満たす学校で、総合的な探究の時間 (新しい普通科設置後は、その学科で設ける学校設定教科・科目及び総合的な探究の時間) において、本事業で整備するICT機器等を活用した探究的・文理横断的・実践的な学びを実施すること ((ア) ~ (オ) の取組を実施する場合は加算)
 - (ア) 総合的な探究の時間の充実のため、4. の関係機関等の外部専門人材 (研究機関・企業の専門人材、大学・高等専門学校の教員、博士人材等) を活用すること (5点)
 - (イ) 新規設置する新しい普通科で設ける学校設定教科・科目及び総合的な探究の時間の充実のため、4. の関係機関等の外部専門人材 (研究機関・企業の専門人材、大学・高等専門学校の教員、博士人材等) の活用に向けた具体的な検討を遅くとも令和7年度中に開始し、必要な準備 (授業内容の検討や、そのために必要な学校内外の連携・協力体制・組織的な研究開発体制や必要な設備等の準備) を進めること (5点)
 - (ウ) (イ) を進めた上で、新しい普通科の設置年度から実施することを令和7年度中に対外的に公表すること (5点)
 - (エ) 新規設置する新しい普通科で設ける学校設定教科・科目及び総合的な探究の時間を合計9単位以上、全ての生徒に対し各年次にわたって履修させることに向けた具体的な検討を遅くとも令和7年度中に開始し、必要な準備 (授業内容の検討や、そのために必要な学校内外の連携・協力体制・組織的な研究開発体制や必要な設備等の準備) を進めること (5点)
 - (オ) (エ) を進めた上で、新しい普通科の設置年度から実施することを令和7年度中に対外的に公表すること (10点)
3. 令和7年3月までに、学校設置者が策定した高等学校に期待される社会的役割等 (スクール・ミッション) を踏まえた上で、特色・魅力ある教育の実現に向けた整合性のある指針として「三つの方針」 (スクール・ポリシー) を策定・公表していること

4. スクール・ポリシーを踏まえた新しい普通科における教育活動の実現のため、コンソーシアムを置く等関係機関等との連携協力体制を整備すること（（ア）～（イ）の取組を実施する場合は加算）
 - （ア）学校が所在する市町村、学校が所在する市町村が設置する小学校・中学校等、地域の企業・経済団体、高等教育機関、国際機関、国の機関、研究機関、学校の教育活動を支援する団体等のうち、4以上の多様な機関等との連携協力体制を整備すること（10点）
 - （イ）情報を専門とする大学の教員等及び企業において情報技術を活用した課題解決等に携わっている者との連携協力体制を整備すること（5点）
5. 探究学習の充実等のため、関係機関等との調整や連携協力、探究的な学習活動のファシリテーション等を担うコーディネーターを遅くとも令和7年10月までに学校に配置する（当該学校における校務分掌の中に位置づける）こと（5点）（（ア）～（イ）の取組を実施する場合は加算）
 - （ア）コーディネーターを学校に常勤として配置すること（10点）
 - （イ）コーディネーターの配置について、補助期間終了後においても継続的に配置する方針を令和7年度中に決定すること（5点）
6. 新しい普通科の特色化・魅力化に向けた取組の充実・普及を行うこと（（ア）～（ク）の取組を実施する場合は加算）
 - （ア）事業の目的を踏まえ成果目標を設定するとともに、カリキュラムや教育方法等がスクール・ポリシーの達成や新しい普通科の特色化・魅力化を目指す内容となるよう、学校教育に専門的知見を有する者、学識経験者、関係行政機関の職員等第三者によって組織する運営指導委員会を置き、専門的見地から指導、助言を受けた上で、取組を評価・改善し充実を図ること（10点）
 - （イ）校長及び管理職等のリーダーシップの下、全ての教職員が協力して組織的に取組を評価・改善し充実を図ること（5点）
 - （ウ）新しい普通科の特色化・魅力化に向け、総合的な探究の時間を軸に各教科等の学びを関連付けたカリキュラムを年間を通じて行うこと（10点）
 - （エ）新しい普通科の特色化・魅力化に向け、4. の関係機関等の外部専門人材（研究機関・企業の専門人材、大学・高等専門学校の教員、博士人材等）による教師向け研修を実施すること（5点）
 - （オ）新しい普通科の特色化・魅力化に向け、公開授業や研修等他の学校との交流を行うこと（5点）
 - （カ）新しい普通科の特色化・魅力化に向け、他の学校と共同でカリキュラム開発や授業指導案の作成・改善を行うこと（5点）
 - （キ）新しい普通科の設置やその検討に関する取組について、社会に開かれたフォーラムや成果報告会等の実施、ホームページ等による公表など、他の学校への取組の横展開に資する活動を行うこと（5点）
 - （ク）地域の住民や中学生、保護者等に対し、新しい普通科の設置やその検討に関する理解促進・普及を図るための広報活動を行うこと（5点）

II その他

- 1 複数の学校の得点が同点である場合、以下の順に上位の学校を決定する。
 - （1）採択基準（重点類型特色化・魅力化型）の評価項目の合計点が高い学校
 - （2）大学・高専機能強化支援事業の支援対象となっている大学等と連携する取組を実施する学校
 - （3）採択基準（基本類型・重点類型共通）の評価項目1の合計点が高い学校
 - （4）採択基準（基本類型・重点類型共通）の評価項目2の合計点が高い学校
 - （5）情報Ⅱの開設にかかる現状値と比較した目標値の増加幅が大きい学校
 - （6）高等学校等デジタル人材育成支援事業費補助金（高等学校DX加速化推進事業）実施要領（都道府県による域内横断的な取組）2.（5）の取組を実施する都道府県に所在する学校
 - （7）高等学校等デジタル人材育成支援事業費補助金（高等学校DX加速化推進事業）実施要領（都道府県による域内横断的な取組）2.（4）の取組を実施する都道府県に所在する学校

- 2 上記によっても決定しない場合、抽選により決定する。